

## 平成22年度市町村等健全化判断比率等について(速報値)

### <ポイント>

- 県内40市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上となる団体は、前年度は将来負担比率で1団体(大鰐町)が該当したが、今年度は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも該当なし。

(財政再生基準以上も該当なし)

- 公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となる会計は12会計(9団体)で、前年度と比較すると、会計・団体数は2会計・2団体減少。

## 1 財政健全化法について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(いわゆる「財政健全化法」)が、平成20年4月から一部施行され、財政の健全度を示す、健全化判断比率(「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標)及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告し、住民に公表することとなった。

平成21年4月から、財政健全化法が全面的に施行され、健全化判断比率が早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなった。

将来負担比率を除く3指標について、早期健全化基準よりも悪化し、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定めることとなる。

## 2 健全化判断比率について

### ① 実質赤字比率

- 実質赤字比率は、一般会計や一部の特別会計（以下、「一般会計等」という）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆実質赤字額・実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、実質収支が赤字の団体、つまり実質赤字のある団体は、前年度と比較し、むつ市が減となったことにより鱈ヶ沢町1団体のみであり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、早期健全化基準未満となっている。

○実質赤字のある団体

（単位：百万円、％）

団体名	実質赤字額		実質赤字比率		早期健全化 基準	財政再生 基準
	21年度	21年度	21年度	21年度		
鱈ヶ沢町	422	445	8.49	9.27	15.00	20.00

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、11.25％～15.00％となっている。

### ② 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

#### ◆連結実質赤字額・連結実質赤字比率の状況

県内市町村のうち、連結実質収支が赤字の団体、つまり連結実質赤字のある団体は、前年度と比較し2団体（むつ市、大鰐町）減の3団体（黒石市、鱈ヶ沢町、中泊町）であり、その赤字額及び赤字比率は以下のとおりであるが、いずれの団体も早期健全化基準未満となっている。

○連結実質赤字のある団体

(単位：百万円、%)

団体名	連結実質赤字額		連結実質赤字比率		早期健全化 基準	財政再生 基準
		21年度		21年度		
黒石市	160	474	1.67	5.19	18.41	35.00
鱒ヶ沢町	352	370	7.09	7.73	20.00	35.00
中泊町	73	259	1.38	5.19	19.85	35.00

※ 早期健全化基準は財政規模に応じ、16.25%～20.00%となっている。

※ 財政再生基準は、H20、21決算が40%、H22決算が35%、H23以降が30%の経過措置が設けられている。

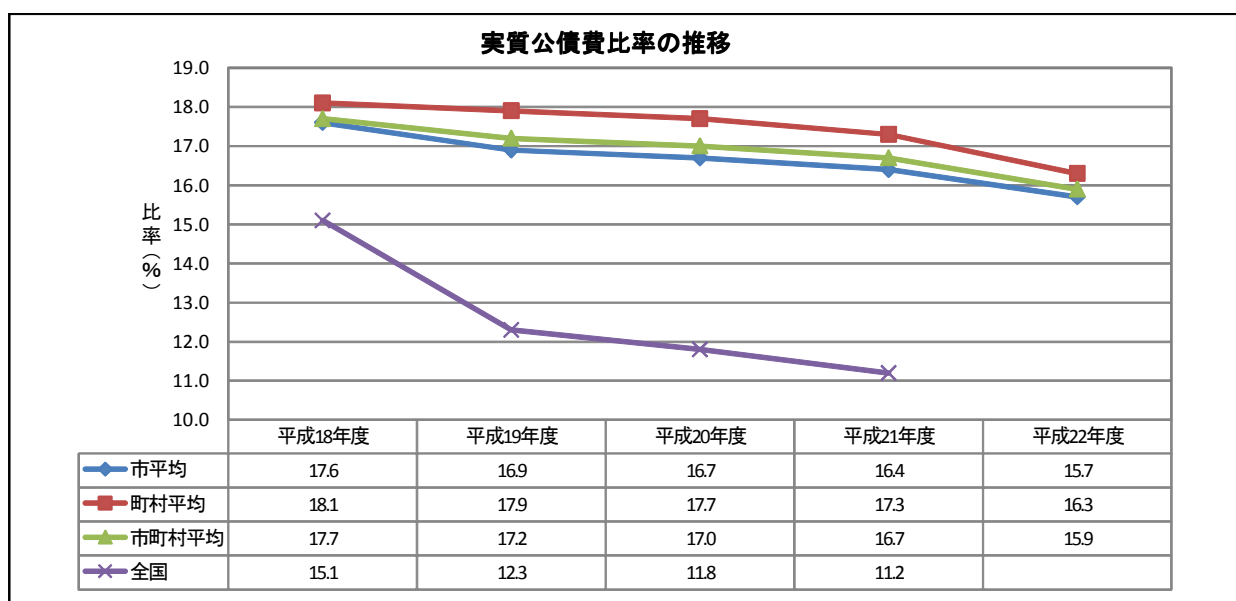
### ③ 実質公債費比率

○ 実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

#### ◆実質公債費比率の状況

県内市町村全体における、実質公債費比率(加重平均)は、15.9%(前年度16.7%)となっており、すべての団体が早期健全化基準(25.0%)未満となっている。

なお、実質公債費比率は、平成18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であるが、18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となり、本県では、11団体(前年度22団体)が18%以上となっている。



## ④ 将来負担比率

- 将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

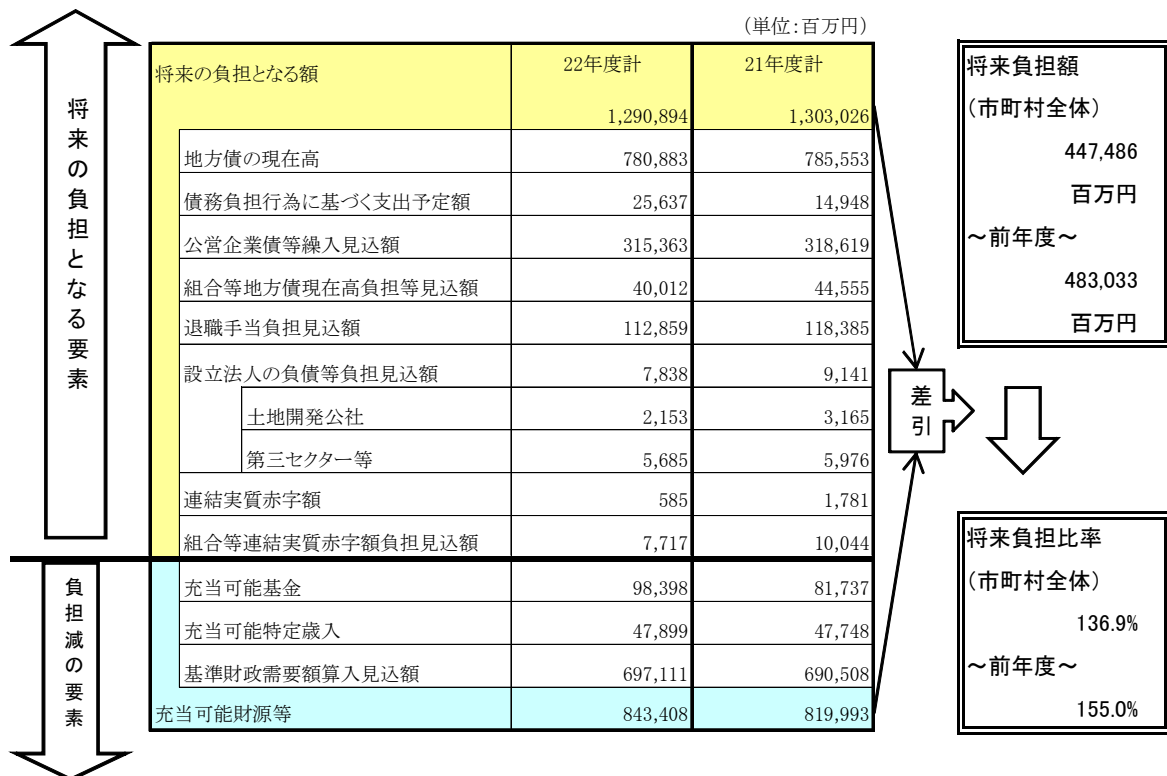
### ◆ 将来負担比率の状況

県内市町村全体における、将来負担比率(加重平均)は、136.9%(前年度155.0%)となっており、そのうち早期健全化基準(350.0%)以上となる団体は、大鰐町が前年度の367.0%から323.1%となったことから該当はない。

なお、大鰐町については、平成20年度決算で将来負担比率が371.6%となり財政健全化計画を策定したところであるが、平成23年度中に、将来負担比率の算定に反映されていない大鰐地域総合開発(株)の棚上げ利息等を反映させた計画変更を行うこととなっている。

県内市町村全体における、将来負担比率の構成要素をみると、将来負担比率を引き上げる要素としては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される標準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

### ○ 将来負担比率の構成要素の内訳(市町村全体)



### 3 資金不足比率について

○ 資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する割合を比率で表した指標である。

#### ◆資金不足比率の状況

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（155会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は19会計（12団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となる公営企業会計は12会計（9団体）となっている。

前年度と比較すると、資金不足比率が経営健全化基準以上だった2会計・2団体を含む4会計・4団体が資金不足を解消したものの、一方で2会計・1団体が新たに資金不足を生じたため、全体では資金不足のある会計・団体数は2会計・3団体の減となった。

#### ○ 資金不足のある公営企業

（単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				21年度	21年度	21年度	21年度
青森市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	391	389	17.9	17.8
弘前市	病院事業会計	病院事業	法適	207	185	5.3	5.0
	岩木観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	647	658	1,955.2	2,106.3
八戸市	自動車運送事業会計	交通事業	法適	609	698	50.5	55.1
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	327	490	7.6	11.4
	下水道事業会計	下水道事業	法適	1,342	1,588	441.9	534.3
	温泉供給事業特別会計	観光施設事業	法非適	114	141	693.6	955.0
	観光施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	144	173	5,504.3	8,163.8
五所川原市	病院事業会計	病院事業	法適	220	441	3.2	6.8
鱒ヶ沢町	公共下水道事業特別会計	下水道事業	法非適	1	-	4.3	-
	農業集落排水事業特別会計	下水道事業	法非適	1	-	1.3	-
大鰐町	病院事業会計	病院事業	法適	56	122	7.8	16.3
	休養施設事業特別会計	観光施設事業	法非適	24	296	※	274.3
	温泉事業特別会計	観光施設事業	法非適	102	172	823.3	962.2
板柳町	国民健康保険板柳中央病院事業会計	病院事業	法適	283	388	35.6	52.0
鶴田町	病院事業会計	病院事業	法適	635	682	76.3	63.7
公立金木病院組合	病院事業会計	病院事業	法適	1,285	1,372	81.2	95.6
一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	病院事業	法適	4,176	5,226	35.5	45.1
北部上北広域事務組合	病院事業会計	病院事業	法適	790	509	37.1	23.1

※ 事業規模が0のため算出不能

#### ○ 資金不足が解消された公営企業

（単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				21年度	21年度	21年度	21年度
十和田市	病院事業会計	病院事業	法適	-	1,547	-	27.8
平内町	国民健康保険平内中央病院事業会計	病院事業	法適	-	110	-	10.8
田舎館村	田舎館村下水道事業会計	下水道事業	法適	-	83	-	80.8
三戸町	病院事業特別会計	病院事業	法適	-	30	-	1.8

参考1

平成22年度健全化判断比率の状況

(単位:%)

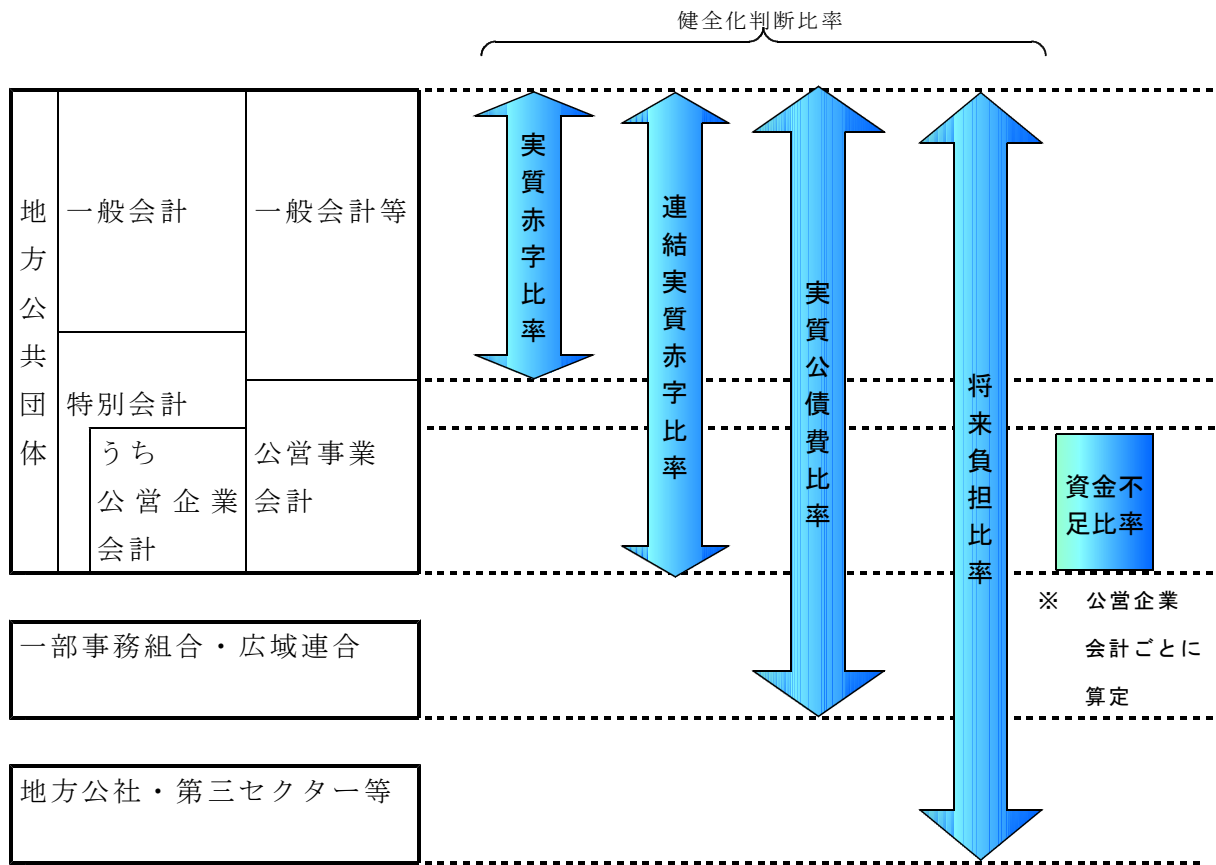
団体名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率			
	22年度	21年度	前年度増減	早期健全化基準	22年度	21年度	前年度増減	早期健全化基準	22年度	21年度	前年度増減	早期健全化基準	22年度	21年度	前年度増減	早期健全化基準
1 青森市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	13.5	13.8	△ 0.3	25.0	154.7	160.8	△ 6.1	350.0
2 弘前市	-	-	-	11.36	-	-	-	16.36	13.1	13.7	△ 0.6	25.0	103.6	111.5	△ 7.9	350.0
3 八戸市	-	-	-	11.25	-	-	-	16.25	16.4	16.9	△ 0.5	25.0	157.0	170.4	△ 13.4	350.0
4 黒石市	-	-	-	13.41	1.67	5.19	△ 3.52	18.41	24.5	24.5	0.0	25.0	205.8	255.0	△ 49.2	350.0
5 五所川原市	-	-	-	12.61	-	-	-	17.61	19.6	21.2	△ 1.6	25.0	156.0	166.2	△ 10.2	350.0
6 十和田市	-	-	-	12.56	-	-	-	17.56	15.4	15.2	0.2	25.0	121.3	127.6	△ 6.3	350.0
7 三沢市	-	-	-	13.27	-	-	-	18.27	16.4	18.4	△ 2.0	25.0	146.8	181.5	△ 34.7	350.0
8 むつ市	-	4.18	△ 4.18	12.60	-	0.83	△ 0.83	17.60	19.3	19.8	△ 0.5	25.0	234.8	242.5	△ 7.7	350.0
9 つがる市	-	-	-	12.81	-	-	-	17.81	17.2	18.2	△ 1.0	25.0	167.3	192.9	△ 25.6	350.0
10 平川市	-	-	-	13.08	-	-	-	18.08	15.9	18.1	△ 2.2	25.0	72.0	106.8	△ 34.8	350.0
11 平内町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	14.7	15.9	△ 1.2	25.0	98.2	128.4	△ 30.2	350.0
12 今別町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	12.6	15.9	△ 3.3	25.0	136.4	158.7	△ 22.3	350.0
13 蓬田村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.7	18.3	△ 2.6	25.0	51.1	76.0	△ 24.9	350.0
14 外ヶ浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	17.1	19.2	△ 2.1	25.0	160.3	181.5	△ 21.2	350.0
15 鱒ヶ沢町	8.49	9.27	△ 0.78	15.00	7.09	7.73	△ 0.64	20.00	24.1	21.1	3.0	25.0	275.3	323.5	△ 48.2	350.0
16 深浦町	-	-	-	14.78	-	-	-	19.78	19.6	22.0	△ 2.4	25.0	110.3	138.6	△ 28.3	350.0
17 西目屋村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.7	21.3	△ 4.6	25.0	-	22.5	△ 22.5	350.0
18 藤崎町	-	-	-	14.91	-	-	-	19.91	18.4	19.4	△ 1.0	25.0	170.8	213.1	△ 42.3	350.0
19 大鰐町	-	-	-	15.00	-	14.02	△ 14.02	20.00	15.4	15.9	△ 0.5	25.0	323.1	367.0	△ 43.9	350.0
20 田舎館村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	22.0	23.4	△ 1.4	25.0	113.3	152.1	△ 38.8	350.0
21 板柳町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.7	17.7	△ 1.0	25.0	160.2	179.4	△ 19.2	350.0
22 鶴田町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.8	17.4	△ 0.6	25.0	153.1	165.9	△ 12.8	350.0
23 中泊町	-	-	-	14.85	1.38	5.19	△ 3.81	19.85	17.1	18.5	△ 1.4	25.0	119.8	159.5	△ 39.7	350.0
24 野辺地町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	9.0	10.0	△ 1.0	25.0	108.9	110.3	△ 1.4	350.0
25 七戸町	-	-	-	14.06	-	-	-	19.06	15.4	16.9	△ 1.5	25.0	111.7	135.7	△ 24.0	350.0
26 六戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.0	14.9	1.1	25.0	81.5	101.4	△ 19.9	350.0
27 横浜町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	10.8	12.6	△ 1.8	25.0	64.8	94.6	△ 29.8	350.0
28 東北町	-	-	-	14.02	-	-	-	19.02	13.9	14.2	△ 0.3	25.0	115.4	134.9	△ 19.5	350.0
29 六ヶ所村	-	-	-	13.73	-	-	-	18.73	5.8	5.5	0.3	25.0	-	-	-	350.0
30 おいらせ町	-	-	-	14.17	-	-	-	19.17	17.2	18.8	△ 1.6	25.0	118.6	149.7	△ 31.1	350.0
31 大間町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.5	16.9	△ 1.4	25.0	-	29.1	△ 29.1	350.0
32 東通村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	20.2	20.4	△ 0.2	25.0	75.1	65.4	9.7	350.0
33 風間浦村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.2	16.2	△ 1.0	25.0	89.6	115.5	△ 25.9	350.0
34 佐井村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	17.0	19.7	△ 2.7	25.0	61.7	88.2	△ 26.5	350.0
35 三戸町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.5	20.3	△ 0.8	25.0	137.7	170.6	△ 32.9	350.0
36 五戸町	-	-	-	14.16	-	-	-	19.16	21.7	23.5	△ 1.8	25.0	108.1	130.2	△ 22.1	350.0
37 田子町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	16.0	18.8	△ 2.8	25.0	115.0	143.3	△ 28.3	350.0
38 南部町	-	-	-	13.79	-	-	-	18.79	17.4	19.4	△ 2.0	25.0	69.5	107.7	△ 38.2	350.0
39 階上町	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	15.3	17.1	△ 1.8	25.0	104.0	137.1	△ 33.1	350.0
40 新郷村	-	-	-	15.00	-	-	-	20.00	19.6	21.6	△ 2.0	25.0	128.2	158.7	△ 30.5	350.0
市計	-	-	-		-	-	-		15.7	16.4	△ 0.7	25.0	148.4	161.9	△ 13.5	350.0
町村計	-	-	-		-	-	-		16.3	17.3	△ 1.0	25.0	112.8	140.0	△ 27.2	350.0
合計	-	-	-		-	-	-		15.9	16.7	△ 0.8	25.0	136.9	155.0	△ 18.1	350.0

※ 連結実質赤字比率における財政再生基準の「35.00%」は、22年度決算に基づく比率である。(23年度以降30.00%)

※ 実質赤字比率及び将来負担比率の市計、町村計及び合計は加重平均で算出した

参考 2

○ 健全化判断比率等の対象範囲等



※ 「資金不足比率」は、市町村のみならず、一部事務組合も算定する。